## 2013 年度 小委員会活動成果報告

(2014年2月13日作成)

	建築基準の適用ととその実行方法のあり方検討	主 査 名: 平野 吉信
小委員会名	小委員会	工
所属本委員会 (所属運営委員会)	建築法制委員会	委員長名:杉山 義孝
設置期間	2013年4月~2017年3月	
設 置 目 的 各年度活動計画 (箇条書き)	建築基準法令に関しては、この 10 数年間の性能規定化及び民間確認検査機関制度の導入等の改革にもかかわらず、その後の構造計算書偽装事件等に対応した基準・執行の厳格化の影響もあり、基準適用、特に革新的な技術的方法や既存建築物への適用の柔軟性や、基準の技術的内容の解釈の妥当性確保の方法等に関して、さまざまな議論がなされるようになっている。その中でも、①多様な技術・ノウハウを受け止める「柔軟性」、②専門家が持つ「ノウハウ・判断力」の活用可能性、等の視点から、「建築基準とその実行方法のあり方」について、検討を進めていく必要から本小委員会が設置された。こうした状況に応じて、①海外の「性能規定化」「規制の民営化」等の実態把握、②関係分野(審査証明、専門家への委任と責任保険、不服審査等)の事例収集、③他分野(車両安全、土木系事業、医薬品、等)の状況・知見等の事例収集、③他分野(車両安全、土木系事業、医薬品、等)の状況・知見等の事例収集、通他分野(車両安全、土木系事業、医薬品、等)の状況・知見等の事例収集、適他分野(車両安全、土木系事業、医薬品、等)の状況・知見等の事例を急か。シールたや、関係者間の役割や責任の分担などについて、可能な「あり方」を構想する。また関連システムとの関係などから、実現可能性を検討する。初年度:① 性能指向型建築基準の施行(海外各国の事例を含む。)において導入が検討された技術的基準の適用やその実行方法の事例を収集する。③ 上記をベースとして、我が国の建築生産実務および法制度・司法制度等の現状を踏まえ、各種手法の適用可能性や問題・課題等についての検討を行う。2年度: ② 海外の識者からのインプットを含む、改善に向けた制度設計の必要条件の整理と構造化を継続して行う。 ② 蓄積した検討成果等を総合し、新しい手法体系を構想し、これについて我が国の法体系・文化等に照らた適用可能性・問題点などについての広範な議論を提起し、さらなる検討課題を抽出・整理する。3年度・4年度: ③ 2年度までに蓄積した検討成果等を総合し、新しい手法体系を構想した手法体系について、経済に対する影響、消費者保護の効果等の各観点から、インパクト分析を試行す	
	<b>委員公募の有無</b> :有	
委員構成 (委員名(所属))	平野吉信(広島大学)、五條渉(建築研究所)、杉山義孝(日本建築防災協会)、竹市尚広(竹中工務店)、内田広也(日本ERI)、岡房信(三井不動産アーキテクチュラル・エンジニアリング)、小川富由(日本ビルヂング協会連合会)、金箱温春(金箱構造設計事務所)、神田順(日本大学)、小林恭一(東京理科大学)、辻本誠(東京理科大学)、土屋伸一(明野設備研究所)、西野加奈子(建築・住宅国際機構)、日置雅晴(神楽坂キーストン法律事務所)、松本光平(明海大学)	
設置 WG (WG 名:目的)	なし	
2013 年度予算	90,000 円 ホームページ公開の有無:無	

項目	自己評価
委員会開催数	8回 (年度内計画を含む)
刊行物 (シンポジウム資料等は 除く)	なし

講習会	なし	
催し物 (シンポジウム・セミナー等) *能力開発支援事業委員会 承認企画	なし	
大会研究集会	なし	
対外的意見表明・パ ブリックコメント等	なし	
目標の達成度 (当初の活動計画と得ら れた成果との関係)	1.4 か年計画の初年度として、以下の事例を収集し議論を行い、「基準」の設定・運用の仕方や、関係者の役割や責任の分担などに関して、可能な「あり方」を構想した。 ①海外の「性能規定化」「規制の民営化」の実態-EU、NZ、シンガポールなど ②関係分野の事例-基準認証制度、コントロールの効果と実態 ③他分野の状況-鉄道車両、土木分野 2.2014年大会にて研究協議会を開催するため、内容の検討を行った。	
委員会活動の問題点 ・課題	検討対象としている「あり方」の実態が「社会システム」であり、建築分野のみならず、 法学、行政学、社会学等の知見や、社会慣習などについての知識も必要となってくるため、 知見を提供してくれる人的資源の確保や、それらを総合的に考察しうる議事運営が課題。	

- \*小委員会活動成果報告書は本書式を基本とする。ただし、それぞれの本委員会において活動実績を報告する共通項目があれば、最下段に項目を追加して記述してもよい。
- \*表中の「(書名)」等の赤文字は、記述を誘導するための説明である。記載の有無にかかわらず最終的には削除のうえ提出すること。